

新旧対照表

【玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日財関第 1059 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(報復関税が課される玉軸受及び円すいころ軸受の納税申告の方法)</p> <p>4 報復関税が課される玉軸受及び円すいころ軸受に係る法第 7 条第 1 項の規定による申告については、次により行わせるものとする。</p> <p>~ (省略)</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）を利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」により取り扱うこととする。</p>	<p>(報復関税が課される玉軸受及び円すいころ軸受の納税申告の方法)</p> <p>4 報復関税が課される玉軸受及び円すいころ軸受に係る法第 7 条第 1 項の規定による申告については、次により行わせるものとする。</p> <p>~ (同左)</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）<u>又は税関手続申請システム</u>を利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」<u>又は「税関手続申請システム（CuPES）事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」</u>により取り扱うこととする。</p>